## 一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省医政局医事課 地域医療計画課

「令和2年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業区分6「勤務医の労働時間 短縮に向けた体制の整備に関する事業」の要望及び調査票等の作成について」の提出 期限の延長について

地域医療介護総合確保基金(医療分)の事業区分6「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」については、令和2年10月9日付け事務連絡「令和2年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業区分6『勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業』の要望及び調査票等の作成について」により、各都道府県に「事業区分6内訳」及び「都道府県計画様式」を令和2年11月9日(月)までに提出いただくよう、依頼したところです。

これに関し、複数の都道府県から、調査表等の提出期限延長のご要望が多数あり、 別添のとおり、提出期限を令和2年12月9日(水)まで延長いたしましたので、お 知らせいたします。

なお、今回の提出期限の延長に併せて、各都道府県から都道府県医師会及び日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会の会員医療機関等に本事業実施にかかる確認を行うよう、依頼しておりますので、各都道府県から調整に関する相談等がありましたら、ご対応いただくよう、貴会会員病院への周知をお願いいたします。

### <照会先>

(この事業に関すること)

厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者の働き方改革推進室 代表 03-5253-1111 (内線 4415、4409) 直通 03-3595-2275

E-mail: hatarakikata1@mhlw.go.jp

(地域医療介護総合確保基金全般に関すること) 厚生労働省医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室 代表 03-5253-1111 (内線 2771、2673)

直通 03-3595-2186

E-mail: shinkikin9@mhlw.go.jp

各都道府県衛生主管(部)局 御中

厚生労働省医政局医事課 地域医療計画課

「令和2年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業区分6「勤務医の労働時間 短縮に向けた体制の整備に関する事業」の要望及び調査票等の作成について」の提出 期限の延長について

地域医療介護総合確保基金(医療分)の事業区分6「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」については、令和2年10月9日付け事務連絡「令和2年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業区分6『勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業』の要望及び調査票等の作成について」により、「事業区分6内訳」及び「都道府県計画様式」を令和2年11月9日(月)までに提出いただくよう、お願いしたところです。

これに関し、複数の都道府県から、本申請に関係する医療機関等との調整に時間を要するため、提出期限延長の要望が多数ありましたので、令和2年12月9日(水) (厳守)まで提出期限を延長することといたしました。

各都道府県におかれては、改めて事業区分6の事業実施が可能な医療機関への意向確認を行い、必要に応じて、各都道府県医師会及び各都道府県病院団体に事業実施にかかる確認を行っていただくようお願いいたします。

また、別途、日本医師会及び日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本 精神科病院協会(以下、「病院団体」とする)を通じて、都道府県医師会及び病院団体 会員に都道府県と調整していただきたい旨連絡しておりますので、申し添えます。

## <照会先>

(この事業に関すること)

厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者の働き方改革推進室 代表 03-5253-1111 (内線 4415、4409) 直通 03-3595-2275 E-mail: hatarakikata1@mhlw.go.jp

(地域医療介護総合確保基金全般に関すること) 厚生労働省医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室

代表 03-5253-1111 (内線 2771、2673)

直通 03-3595-2186

E-mail: shinkikin@mhlw.go.jp

 医 政 発
 第 号

 老 発
 第 号

 保 発
 第 号

 令 和 ● 年 ● 月 ● 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)

厚生労働省保険局長 (公 印 省 略)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援 臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の 運営について」の一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)により行われているところであるが、管理運営要領を別紙新旧対照表のとおり改め、令和2年4月1日より適用することとしたので通知する。なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。

別紙

## 地域医療介護総合確保基金管理運営要領

## 第1・第2(略)

## 第3 基金事業の実施

(1) 基金事業の対象

基金事業は、都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象 とする。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する 事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業 (別記1-1、1-2)
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- 介護従事者の確保に関する事業(別記2)
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(別記3)

## (2) 基金事業の実施主体

基金事業の実施主体は、事業者((1)の①~⑥の事業を実施する者を いう。) 又は都道府県とする。

また、都道府県は、外部の団体等へ基金事業の一部を委託することがで きるものとする。

## 第4 • 第5 (略)

## 第6 基金管理事業及び基金事業の中止・終了

- (1)~(3)(略)
- (4)基金の解散は、次に掲げる精算手続が全て完了した上で行うものとする。
- ① 第2の(3)の②に規定する各年度の都道府県計画における第3の(1)の①、 ②、4及び6の全ての事業が完了した場合又は第3の(1)の③及び⑤の全ての事 業が完了した場合、都道府県知事は、完了した年度の実績が確定した後、速やかに

### 地域医療介護総合確保基金管理運営要領

別紙

## 第1 • 第2 (略)

## 第3 基金事業の実施

(1)基金事業の対象

基金事業は、都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象 とする。

- ③ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する 事業
- ④ 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業(別記1-1、1-2)
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業(別記2)

## (新設)

(2) 基金事業の実施主体

基金事業の実施主体は、事業者((1)の①~5の事業を実施する者を いう。)又は都道府県とする。

また、都道府県は、外部の団体等へ基金事業の一部を委託することがで きるものとする。

## 第4 - 第5 (略)

## 第6 基金管理事業及び基金事業の中止・終了

- (1)~(3)(略)
- (4)基金の解散は、次に掲げる精算手続が全て完了した上で行うものとする。
- ① 第2の(3)の②に規定する各年度の都道府県計画における第3の(1)の①、 ②及び4の全ての事業が完了した場合又は第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が 完了した場合、都道府県知事は、完了した年度の実績が確定した後、速やかに厚生

新

ΙH

厚生労働大臣あて別葉1又は別葉2により報告を行うこととする。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の(2)の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。

②・③ (略)

(5)~(7)(略)

(8) (3) から(7) の期限内に基金への充当又は国庫納付がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当又は国庫納付を併せて命ずるものとする。

第7·第8(略)

(別表)(略)

労働大臣あて別葉1又は別葉2により報告を行うこととする。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の(2)の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。

②・③ (略)

(5)~(7)(略)

(8) (3) から(7) の期限内に基金への充当又は国庫納付がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利<u>5.0</u>%の割合で計算した延滞金の基金への充当又は国庫納付を併せて命ずるものとする。

第7 · 第8 (略)

(別表) (略)

	,
新	旧
別記1-1~別記2 (略)	別記1-1~別記2 (略)
_(別記3)_	(新設)
勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	
<u> </u>	
4. 0.4	
<u>1</u> <u>目的</u>	
2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間	
に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めて	
いくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやす	
く働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化	
<u>や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改</u>	
<u>革を進めていくことを目的とする。</u>	
────────────────────────────────────	
都道府県知事が認める(1)に掲げる医療機関が行う(2)の事業を対象と	
する。	
ス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加	
算を取得している場合は対象としない。	
① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用へリコプ	
ターによる搬送件数が、年間で 1000 件以上 2000 件未満であり、地域	
<u>医療に特別な役割がある医療機関</u>	
② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用へリコプ	

ターによる搬送件数が、年間で 1000 件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

- ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上であり、地域 医療に特別な役割がある医療機関
- イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が 存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
  - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
  - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関で あって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医 療を提供している場合
- ④ その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
- ※①及び②の救急医療に係る実績は、1 月から 12 月までの 1 年間における実績とする。

## (2)対象事業

医師の労働時間短縮に向け的な取組として、4の(3)における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

- 3 補助対象経費
- 「2(2)対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。
  - ※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得して

新

旧

<u>いてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とするこ</u> とができる。

## <u>4</u> 交付要件

次の(1)~(4)のいずれをも満たすこと。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握 とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置するこ と。
- (2) 月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しく は雇用を予定している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36 協定」という。) において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間 外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結に向けた 見直しを予定若しくは検討していること。

## (3) 2024 年までに

- ・(B)水準指定を予定している医療機関((B)水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。)については、(B)水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下
- ・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下

となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

① 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的

旧

な取組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減 及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直 しを行うこと。

- ② <u>計画の作成に当たっては、次に掲げるア〜キの項目を踏まえ検討した</u> <u>上で、必要な事項を記載すること。</u>
  - ア <u>医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担</u> <u>の具体的内容(例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入</u> 院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など)
  - イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
  - ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確 保(勤務間インターバル)
  - 工 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
  - オ 当直翌日の業務内容に対する配慮
  - カ 交替勤務制・複数主治医制の実施
  - <u>キ</u> 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規 定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- ※実際に労働時間が短縮していることを都道府県が毎年、本補助金の実績 報告時に確認すること
- (4) <u>勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療</u>機関内に掲示する等の方法で公開すること。

## <u>5</u> 算定方法等

(1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床 数(療養病床除く。2(1)③において「精神科救急」を根拠とする対 象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼 働病床数とする。)1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床 数に乗じて得た額を補助額の基準とし、3の経費に対してそれぞれ(2) の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算 新 旧
<u>定する。</u>
(2)3のうち、資産の形成につながる費用については事業者負担を、必ず
<u>求めるものとする。</u>
(3)また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるもの

(参考) 医師の働き方改革に関する検討会報告書(平成 31 年 3 月 28 日 医師の 働き方改革に関する検討会) 抜粋

(地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関)

(中略)

- <u>①地域医療の観点から必須とされる機能は、医療の公共性、不確実性、高度の専門</u> 性等の観点から、以下を基本とする。
  - (ア) 救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性 の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの(例:二次・三次救急医 療機関、在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関)
  - (イ) 政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的 な確保を図っている「5疾病・5事業(※)」
  - (ウ) 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、 代替することが困難な医療機関・医師(例:高度のがん治療、移植医療等極め て高度な手術・病棟管理、児童精神科等)
    - ※ <u>5疾病・5事業:がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び</u> 精神疾患の「5疾病」、救急医療、災害時における医療、へき地の医 療、周産期医療及び小児医療の「5事業」
- O 上記(ア)~(ウ)のような機能について、国として一定の客観的な要件を整理した上で、地域の個別事情を踏まえながらも恣意的な適用とならないよう定めることが必要であり、具体的には以下のとおりとする。

<(ア)(イ)の観点から>

i 三次救急医療機関

- ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」 かつ「医療計画において 5 疾病 5 事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
- iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
- iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関
  - (例)精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみ を提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関
  - ※ 以上について、時間外労働の実態も踏まえると、あわせて約 1,500 程度と見込まれる。

## く(ウ)の観点から>

特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

(例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

<u>以上</u>

## 様式1

### 地域医療勤務環境改善体制整備事業申請書

医療機関名		
住所		
代表者(管理者)名		
	役職・氏名	連絡先
担当者名・連絡先		電話器号
		メールアドレス

(実績等)		
1 当該事業に係る験	医療法上の病床種別	疾失機能報告により都道府県へ 報告している稼働病床数 ※基神料和8を程限とする場合は同報者と同時点 の基神料和8巻
他病床数	一般病床	床
		族
	合計	床
	救急用の自動車等による搬送実	柄
2 救急用の自動車等	期間: ( ) 年	1月~12月※病尿機能報告と原院が異なる
による搬送実績	上記期間における救急用の自	動車等による搬送件数:
	(	) #
3 その他診療実績 ※2において教急用の自 類率等による難透実 機が1000 年末裏の構 合は右側のいずれに 接続するかチェック の上記録 (内容にせ) れない場合には別紙 として差し支えな い)	111111111111111111111111111111111111111	1月~12月 ※ 共産 ・
4 病院勤務医の負担 の軽減及び処遇の改善に資する体制	様式2に記載すること。	
「記載上の注意)		

- 1 「2」については、申請を行う年度の前年1年間(2020年度に届け出る場合は、2019
- 年1月~12月の1年間)の秋急用の自動車等による搬送件数を記載すること。
- 2 様式2を添付すること。

	旧
A91	114
株式2	
動務医の負担の経済及び処遇の改善に資する体制 経過機能の研究にないて発表する基準	
能理申請時の状況について記載する事項 (Cictは、適計する場合インを記入すること) (1)、腎臓薬の医療研究区を直接性の影響状況の影響	
(1) 数数回の数据可数 2.0 重点 全点 で (2.0 元素 (2	
《 数数数の数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数	
□ 出席與以往管理等等の用紙による影響(上司号による意理) □ その他	
(債体的に: ) (債体的に: ) (債体的に: ) (債体的に: ) (付) 動用特別以外についての動務状況(*2)の形態向等 ロ 等名権放体部的商券 ロ 特別助務実施者(*3)放	
□ 育児休息・分談休業の取得等 □ 七の他 (領権的): )	
2 - 京 市場市の改議を設定。 - 3 市営労働権権をありたのに成立た指導権制としている者	
(ウ) 超過期時間時間/月(*4) 平均: ()時間/月 が時間/月以上の者の人物: ()名	
最大: ( )特型/月 155時間/月以上の者の人数: ( )名 最か: ( )特型/月 +4 年別前にかける年間。	
<ul> <li>4. 総裁制情報等、速度知知らびに対いて目的ごから開発を経えて害人が発展されて対して 対策しい対象を必定変更が (選出)、支援、4億円のできれてから事業的がに加いていません。対象の対象 対策した対象を必定変更が (選出)、支援、4億円のできれる対象が対象に対して対象を対象が対象がある。</li> </ul>	
(文) 報日量(銀/月) 平均: ( )銀/月	
様か: / 7回/月 連自島直を実施した者の人数及び回数: ( )名・のべ( )回 (オ) その地(自島臣歌・様以等)	
(2) 数務原の負担の利润及び名通の改善に対する時報 ア 取務原の負担の利润及び名通の改善に関する責任者 氏名: 職種:	
イ 多階種からなる役割分割推進のための委員会又は会議 開催領度 <u>副/佐</u> 参加人権 平均 <u>人/図</u>	
参加機能( ) つ 動物医の負債の利润及び起港の改善に責する計画 ロ 計画策定 (物質の策定年月日: 年 月 日) (国立の変形年月日: 年 月 日)	
工 物理部の発展の経過点が発送の後継に関する物理部 国際機能的に提手する計画の開	
(具体的な公開方法 ) (3) 数務度の負担の軽減及び処遇の改善に次する計画の具体的な取締の容	
(ア)ー(ツ)の項目を設ま入機計し、必要な事項を記載すること(記載した事項に/すること)(※※前用・2回 (マン・ストリーン・ス	
□ (イ) 数限計画と、連続言義を行わない数略体制の実施 □ (ク) 数限限インターバルの確保 □ (エ) 予変手術教日の当室や変数に対する記念 □ (オ) 当業翌日の業務内容に対する記念	
□ (か) 主面接給の責務 □ (キ) 知時間正規雇用医師の法用 □ (ウ) 型や他 ( ) □ (の) せん他 ( ) □ (の)	
※ その他知道の所、所文式を同談内での保証機の設計に係る場合 等 (4) (3) の物経内容に関する経費	
植助対象研究 艾出內容 界度形成 所要哭动器 植助対象됨 有象	
œt+	
(犯職上の注意) 1 助用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用の利用	
3 (4)は補助対象経費が複数ある場合は規を適宜追加又は別核として添付すること。	

新	旧
(別葉1)	(別葉 1)
第	第一
年 月 日	年 月 日
厚生労働大臣殿	厚生労働大臣殿
都道府県知事印	都道府県 知 事 印
医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について	医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について
標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、②、 <u>④及び⑥</u> の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。	標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、② <u>及び④</u> の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。
1 〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の	1 〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の
(1)の①、② <u>、④及び⑥</u> の全ての事業が完了した日	(1)の①、② <u>及び④</u> の全ての事業が完了した日
〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
(別葉2)・(別葉3)(略)	(別葉2)・(別葉3)(略)

		新					旧		
(別紙様式1)					(別紙様式1)				
(別紙様式1)				番 号	(別紙様式1)				
厚生労働大臣 殿				年 月 日	(別概様式1)   厚生労働大臣 殿				番 号 年 月 日
	順に基づく●●年度事業実施状況幸	報告について(病床機能分化・連携	<b>特推進事業、在宅医療推進事業</b>	〇〇〇都道府県知事 印 医療従事者確保事業 <u>及び勤務医労働時間短縮事業</u> )	地域医療介護総合確保基金	管理運営要領に基づく●●年度事	写業実施状況報告について(病床)		OOO都道府県知事 印 医療推進事業、医療従事者確保事業)
1 基金保管実績 (病床機能分化·連携推進事業)					1 基金保管実績				
基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)		(病床機能分化・連携推進事業) 基金の保有区分	年度当初保管額	年度内異動額	年度末保管額	
	H	A		Ħ		(A) H	(B) 円	(A-B)	
合計額	Ħ	Ħ		A	合計額	H H		<u></u> Н	
(在宅医療推進事業)				_	(在宅医療推進事業)				
基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)		基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)	
	П	A -		Ħ	4.51.55	Я	Я	A	
合計額	Я	Ħ		<u> </u>	合計額	H	Н	Ħ	
(医療従事者確保事業)				_	(医療従事者確保事業)	, .tt.  -  m 44.1m	는 는 L B 의 사	5 ± ± 10 ± ±	
基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)		基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)	
소리하	Н			<u> </u>	合計額	H H		<u>я</u> Я	
合計額	H H	A					.,		
(勤務医労働時間短縮事業)				_					
基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)						
合計額	A A	A A		A A					

基金の保有区分     利息額     差益額       円     円       合計額     円       (在宅医療推進事業)       基金の保有区分     利息額       基金の保有区分     利息額       円     円       合計額     円       一     円       (監察従事者確保事業)     基金の保有区分       基金の保有区分     利息額     差益額       円     円       合計額     円       ※基金の保有区分     利息額     差益額       円     ※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。       (動務医労働時間短縮事業)     基金の保有区分     利息額     差益額       上額     円     ※基金の保有区分     本の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。		新	
病床機能分化・連携推進事業)  - 基金の保有区分 利息額 差益額 円 円 円 円 合計額 円 円 合計額 円 円 円 円 合計額 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円			
(病床機能分化・連携推進事業)       基金の保有区分     利息額     差益額       円     円       合計額     円     円       (在宅医療推進事業)     基金の保有区分     利息額     差益額       基金の保有区分     利息額     差益額       円     円     円       合計額     円     円       (医療従事者確保事業)     基金の保有区分     利息額     差益額       基金の保有区分     利息額     差益額       日     円     円       合計額     円     円       (事務医労働時間短縮事業)     基益額       基金の保有区分     利息額     差益額       円     円     円       (事務医労働時間短縮事業)     差益額       基金の保有区分     利息額     差益額       円     円     円			
(病床機能分化・連携推進事業)   基金の保有区分   利息額   差益額   円   円   円   円   日   日   日   日   日   日			
基金の保有区分       利息額       差益額         円       円         合計額       円         (在宅医療推進事業)       基金の保有区分         基金の保有区分       利息額         产益額       円         円       円         合計額       円         円       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       円         一       一         一       円 <tr< th=""><th></th><th></th><th></th></tr<>			
円円円円     円円円       合計額     円円円       (在宅医療推進事業)     基金の保有区分       基金の保有区分     利息額       方計額     円円円       (医療従事者確保事業)     基金の保有区分       基金の保有区分     利息額       基金の保有区分     利息額       基金の保有区分     利息額       基金の保有区分     利息額       基金の保有区分     利息額       基金の保有区分     利息額       第     円       合計額     円       公務医労働時間短縮事業)       基金の保有区分     利息額       基金額     円       円     円		和白奶	<b>学光</b> 姑
合計額     円     円       (在宅医療推進事業)     (在宅医療推進事業)       基金の保有区分     利息額     差益額       円     円       合計額     円     円       合計額     円     円       (医療従事者確保事業)     基金の保有区分     利息額     差益額       日     円     円       合計額     円     円       合計額     円     円       合計額     円     円       公計額     円       (勤務医労働時間短縮事業)     差益額       基金の保有区分     利息額     差益額       円     円       ※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内配を添付すること。			
(在宅医療推進事業)    基金の保有区分   利息額   差益額   円   円   円   円   円   円   円   円   円			
基金の保有区分     利息額     差益額       円     円       合計額     円       内     円       (医療従事者確保事業)       基金の保有区分     利息額       基金の保有区分     利息額       円     円       合計額     円       円     円       合計額     円       円     円       合計額     円       (勤務医労働時間短縮事業)       基金の保有区分     利息額       差益額     円       内     円       円     円	,	14	1,
円円円円合計額     円円円円円円円円円       (医療従事者確保事業)     日円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円		T1 5 4T	* * *
合計額     円     円       (医療従事者確保事業)       基金の保有区分     利息額     差益額       円     円       合計額     円     円       合計額     円     円       合計額     円     円       合計額     円     合計額     円       (勤務医労働時間短縮事業)     差益額     円       基金の保有区分     利息額     差益額       円     円     円	基金の保有区分		
(医療従事者確保事業)	<b>企計</b> 類		
基金の保有区分     利息額     差益額       円     円       合計額     円       (勤務医労働時間短縮事業)       基金の保有区分     利息額       差益額       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       日       基金の保有区分       利息額       ※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。       ※基金の保有区分       利息額       ※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。       ・ </td <td>-</td> <td>П</td> <td></td>	-	П	
基金の保有区分     利息額     差益額       円     円       合計額     円       (勤務医労働時間短縮事業)       基金の保有区分     利息額       差益額       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       円       基金の保有区分       利息額       差益額       (勤務医労働時間短縮事業)       ※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。       (動務医労働時間短縮事業)       本金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。	(医療従事者確保事業)	<b>,</b>	
内     円       合計額     円       合計額     円       公計額     円       ※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。       基金の保有区分     利息額       差益額     円       円     円	基金の保有区分		
国際   日前領   日前領   日前領   日前領   日前領   日前領   日前領   日前領   米基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。   基金の保有区分   利息額   差益額   日   日   日   日   日   日   日   日   日	A =1 dz		
(勤務医労働時間短縮事業)       基金の保有区分       利息額       差益額         円       円       円	台計組	<u> </u>	Н
基金の保有区分       利息額       差益額         円       円	(勤敦医労働時間結綻重要)		
A A A A A A A A A A A A A A A A A A A		利息額	差益額
	合計額	H H	

				新												旧						
3 基金事業実施	**************************************			771							3 基	金事業実施状	·况			IH						
(1)00年度基金	を積み立て分									/W/T ED/		〇年度基金程 )事業実施計區										(単位:円)
(ア)事業実施語	T <u>u</u>				●●年度実事業費	B				(単位:円)		7 117 110 111				44-÷	●●年度実事業費					
区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含	●●年度実施事業	●●年度 事業予定額		基金充当額				本典本於在		区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含		●●年度 事業予定額		基金充当額				事業者等負
Δπ	争未有	€))	内容	争未了止祖 (計画時)			都道府県負担分(1/3	国負担 消費税増収分	担分(2/3) 上乗せ分	■ 事業者等負 ■ 担額				t))	内容	(計画時)			都道府県負担分(1/3	国負担 消費税増収分	1分(2/3) 上乗せ分	担額
								用其机相私用	工术とガ		F											
												A =1										
合 計												合計						ļ				
(ウ)基金の保 年度	画に記載のある場合 有割合及び算定根数 未保管額(C)	し (●●+1)年度以降の事業実	保有割	合(%)		(§	有割合の算定	根拠)		]	( ( (	r)基金の保有 年度末f	に記載のある場合 割合及び算定根拠 保管額(C) せ、連携産進事業)のうち、	( (●●+1)年度以降の事業)				(}	呆有割合の算定権	艮拠)		]
00年度積み立て分)	能分化・連携推進事業」のうち、	施に要する見込計(D)		/D)	0/						00:	拝度積み立て分)	P	施に要する見込計(D)   P		/D)	6 今後、事業が	完了するまでに	必要となる補助	見込額に対する	年度末保管額	
(「1基金保管実績在宅医	<b>を</b> 推進事業)」のうち、00年度積み立		9		<u>物</u> 一 今後、事業が	完了するまでに	必要となる補助	見込額に対する	年度末保管額		([1] (A)	<b>《金保管実績/在宅医療推</b>	進事業」のうち、〇〇年度積み立		1		(運用益を含む					
<del>(1)</del>		1			(運用益を含む								F	9 F			※基金の保管	額が、基金事業	等の実施状況ぞ	の他の事情に	珍して過大であ	5
(「1基金保管実績医療従 で分)	事者確保事業」のうち、〇〇年度積み		1	,					照らして過大であ NA Kinoov ナト		(「1½ で分)	基金保管実績医療従事者	確保事業」のうち、〇〇年度積み		1				保有割合を記載す 大となる金額を国			
	F	9 P	9	(	るかを帷認りで % 回る場合には、				合が100%を上				F	9 F	9	Q	6					
(「1基金保管実績勤務医 み立て分)	労働時間短縮事業」のうち、〇〇年度		,		<u> </u>			4.7-1-11117 <b>0</b> 0														<b>-</b>
	-	<u> </u>	9	(	%																	
										_												

				新												旧					
) O O 年度基金 (ア)事業実施計										(単位:円)	(2	2) O O 年度基金科 (ア)事業実施計し			_						(単位
(7)学术大肥印		b / /4-20. /2 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	<b>▲ ▲ L C C C C C C C C C C</b>	●●年度	●●年度実事業費	基金充当額				(+ 2.11/			++5	事業者名(施設名等(開設者名を含	●●年度実施事業	●●年度	●●年度実事業費 基金充当額				T
区分	事業名	寄名(施設名等(開設者名を含む))	● 単年度美胞争業 内容	事業予定額 (計画時)		<b>本</b> 亚儿 ゴ	都道府県負担分(1/3	国負担 消費税増収分	日分(2/3) 上乗せ分	事業者等負 上担額		区分	事業名	<b>t</b> ))	内容	事業予定額 (計画時)		都道府県負担分(1/	国負担 消費税増収分	3分(2/3) 上乗せ分	事業者: ──事業者: ──担務
																					+
合 計												合計									$\pm$
	- <b>'</b> †画に掲げる目標のうち、本	在度達成多定狀況				1						(イ)都道府県計	画に掲げる目標の	うち、本年度達成予定状況							
( I / RPAE/II / N.H.										7											1
※都道府県計画	画に記載のある場合は記入	 不要								_		※都道府県計画	に記載のある場合	は記入不要							-
(ウ)基金の保存	<b>有割合及び算定根拠</b>											(ウ)基金の保有	割合及び算定根拠	Ų.							
	保管額(C)	+1)年度以降の事業実	保有割	合(%)		(1	保有割合の算定権	艮拠)					呆管額(C)	(●●+1)年度以降の事業員	保有割	合(%)	(	保有割合の算定	根拠)		
(「1基金保管実績(病床機能) 度積み立て分)	分化・連携推進事業)のうち、OO年 施に要	要する見込計(D)	(C)	∕D)								(「1基金保管実績病床機能分 度積み立て分)	化・連携推進事業」のうち、〇〇年	施に要する見込計(D)		∕D)					
	A	F		(	%								F	9 F	1		% 今後、事業が完了するまで	に必要となる補助	見込額に対する	年度末保管額	
(「1基金保管実績 在宅医療  分)	推進事業)」のうち、〇〇年度積み立て						こ必要となる補助	見込額に対する	年度末保管額			(「1基金保管実績/在宅医療推 分)	進事業)」のうち、〇〇年度積み立	τ			(運用益を含む)の割合				
	Ħ			(	(運用益を含む %	()の割合								9 F	1		※基金の保管額が、基金事	業等の実施状況を	その他の事情に照	だして過大であ	5
(「1基金保管実績医療従事	者確保事業)」のうち、〇〇年度積み立						<i>等の実施状況そ</i>					(「1基金保管実績)医療従事者	確保事業)」のうち、〇〇年度積み		1		^─ るかを確認するため、基金の 回る場合には、原則として、1				
(分)	H.		1		<i>  るかを確認す。</i> % <i>回る場合には</i> 。		保有割合を記載す オーナたス全額をほ					7分)			-			型八乙ぴつ亚領で	当伴に初りりる。		
(「1基金保管実績勤務医労	間に 動時間短縮事業)」のうち、〇〇年度積	П			70 <u>1</u> 2 10 79 12 16 16 1	、冰州にひて、歴	ンフィックを紹介を	当/手 I 〜 M7 I 7 7 0 o					F	9 P	1		%				╛
み立て分)	_				_							添付資料 (4) 水井ケウの場	3. 华山丛佐/日13	/ <del>‡</del> !! +							
	Ħ	H			%							(1) 当該年度の扇 (2) その他参考と	:入歳出決算(見込 たる姿料	3) 善抄本							
添付資料												(4) (いじかつに	<b>6℃只</b> 們								
1) 当該年度の 2) その他参考と	歳入歳出決算(見込)書抄本 となる資料	Z																			
•-																					
(別紙様	式2)~(5	引添様式 2)	) (略)									(別紙様	式2)~	√(別添様式2	)(略)						

## 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

## 1 目的

2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

## 2 対象事業

〇地域医療勤務環境改善体制整備事業

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県 知事が認める(1)に掲げる医療機関が行う(2)の事業を対象とする。

## (1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。ただし、 診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している 場合は対象としない。

- ① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で 1000 件以上 2000 件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- ② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で 1000 件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
  - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
  - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
  - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働 く医療を提供している場合
  - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一 定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している 場合

- ④ その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
- ※①及び②の救急医療に係る実績は、1 月から 12 月までの 1 年間における実績とする。

## (2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向け的な取組として、4の(3)における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

## 3 補助対象経費

「2(2)対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

## 4 交付要件

次の(1)~(4)のいずれをも満たすこと。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善 の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

## (3) 2024 年までに

- ・(B)水準指定を予定している医療機関((B)水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。)については、(B)水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下
- ・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下 となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推 進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資す

る計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

- ① 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
- ② 計画の作成に当たっては、次に掲げるアーキの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。
  - ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的 内容(例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、 検査手順の説明の実施、服薬指導など)
  - イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
  - ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間 インターバル)
  - エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
  - オ 当直翌日の業務内容に対する配慮
  - カ 交替勤務制・複数主治医制の実施
  - キ 育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による 措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- ※実際に労働時間が短縮していることを都道府県が毎年、本補助金の実績報告時に 確認すること
- (4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に 掲示する等の方法で公開すること。

## 5 算定方法等

(1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数(療養病床除く。2(1)③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。)1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、3の経費に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

- (2)3のうち、資産の形成につながる費用については事業者負担を、必ず求めるものとする。
- (3) また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(参考) 医師の働き方改革に関する検討会報告書(平成31年3月28日 医師の働き方改革に関する検討会) 抜粋

(地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関)

(中略)

- ①地域医療の観点から必須とされる機能は、医療の公共性、不確実性、高度の専門性等の観点 から、以下を基本とする。
  - (ア) 救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療 ニーズに対応するために整備しているもの(例:二次・三次救急医療機関、在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関)
  - (イ) 政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業(※)」
  - (ウ) 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療機関・医師(例:高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等)
    - ※ 5疾病・5事業:がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の 「5疾病」、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児 医療の「5事業」
- 上記 (ア) ~ (ウ) のような機能について、国として一定の客観的な要件を整理した上で、地域の個別事情を踏まえながらも恣意的な適用とならないよう定めることが必要であり、具体的には以下のとおりとする。

く(ア)(イ)の観点から>

- i 三次救急医療機関
- ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
- iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
- iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と 認める医療機関
  - (例) 精神科救急に対応する医療機関 (特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関
  - ※ 以上について、時間外労働の実態も踏まえると、あわせて約 1,500 程度と見込まれる。

## く(ウ)の観点から>

特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

(例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

以上

# 地域医療勤務環境改善体制整備事業申請書

医療機関名		
住所		
代表者(管理者)名		
	役職・氏名	連絡先
担当者名·連絡先		電話番号
		メールアドレス

## (実績等)

1 当該事業に係る稼 働病床数	医療法上の病床種別 一般病床 一般病床 合計	病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数 ※精神科教急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神科病床数 床
	救急用の自動車等による搬送実	· ·
2 救急用の自動車等	期間:(   )年	1月~12月※病床機能報告と期間が異なる
による搬送実績	上記期間における救急用の自	動車等による搬送件数:
	(	)件
3 その他診療実績 ※2において救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は右欄のいずれに該当するかチェックの上記載(内容について説明が記載仕切れない場合には別紙として差し支えない)	□②イ 離島、へき地等で、同療機関が存在しないなど実績等( □③ア 周産期医療、小児救急 実績等(	1月~12月※病床機能報告と期間が異なる 一医療圏に他に救急対応可能な医
4 病院勤務医の負担 の軽減及び処遇の改 善に資する体制	様式2に記載すること。	

## 〔記載上の注意〕

- 1 「2」については、申請を行う年度の前年1年間(2020年度に届け出る場合は、2019年1月~12月の1年間)の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。
- 2 様式2を添付すること。

# 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

新規申請時の状況について記載する事項

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

ア医	療機関に勤務	する医師剱	常勤:	(	)名	非常勤:	`		名	
(令和	年 月	日時点)	宿日直(*1	)を担当する医	断(	)名(うち非	常勤(	) 4	名)	
				*1宿日直に	ついては、平日の	平均的な1日に	おける体制を記	記載すること	느)	
イ勤	務医の勤務状	況の把握等(令和	1 年 月分)							
	(ア) 勤務時間	間の具体的な把握	屋方法		ード、ICカード					
				□ 出席簿	又は管理簿等 <i>0</i> .	)用紙による詞	記録(上司等)	こよる客観	的な確認	認あり
				□ その他						
				(具体的に	:			)		
	1		)勤務状況(*2)の							
		三次有給休暇取得			時短勤務実施者	首(*3)数				
		『児休業・介護休』	業の取得率		その他					
			+ <del></del>	( 5	具体的に:				)	
		*2 前年度の実績		<b>发仕先</b> 儿 1 一 1	+-					
	/ <del> </del>   \ +\ \ +\ \   +\ \   +\     +\		をあらかじめ減じた勤剤	9体制としている	首					
		務時間(時間/月		000+		<del>*</del>	/	\ <i>\</i>		
	平均:		)時間/月		間/月以上の		(	)名		
	最大:		)時間/月	1551	時間/月以上 <i>の</i>	/白の人数:	(	)名		
	最小:	•	)時間/月							
		*4常勤医におけ	る個を記載。  : 法定休日以外の日に	ないて1ロにへき	FQ時間太切って兴	価  た味問光が	ニュヨーへい	てんの吐胆ナ	. 却ラテ	
			): 法定休日以外の日に 数及び法定休日(週に1						他んし	
	(工)宿日直		<u> </u>	1口、又は、4週に	- ファチロリチョる: - )回/月	我物のツ川へのい	・(方割し/ご时	川町の花和		
		(四/月)	十均. 最大:	(	)回/月 )回/月					
			取へ: 最小:	(						
	(オ) その他	(自由記載・補足等	連日当直を到	実施した者の力	)回/月 、数及び回数: 	(	)名・のべ(		)回	
	の負担の軽減	及び処遇の改善に	連日当直を 等)		数及び回数:	(	)名·のべ( 職種:		)回	
ア勤	の負担の軽減,務医の負担の	及び処遇の改善() 軽減及び処遇のi	連日当直を到 等) で資する体制	舌 氏名	数及び回数:				) 🛛	
ア勤	の負担の軽減,務医の負担の	及び処遇の改善() 軽減及び処遇のi	連日当直を到 等) に資する体制 改善に関する責任者	舌 <b>大名</b> 議 開催	数及び回数: 	回/年			) 🛛	
ア勤	の負担の軽減,務医の負担の	及び処遇の改善() 軽減及び処遇のi	連日当直を到 等) に資する体制 改善に関する責任者	ち 氏名 :議 開催 参加	数及び回数: : : : : : : : : : : :	回/年			)回	)
ア 勤 イ 多	の負担の軽減。 務医の負担の 職種からなる値	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のi 投割分担推進のた	連日当直を到 等) に資する体制 改善に関する責任者	ち 氏名 :議 開催 参加 参加	数及び回数: : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	回 <u>/年</u> 人/回				) 日)
ア 勤 イ 多	の負担の軽減。 務医の負担の 職種からなる値	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のi 役割分担推進のた	連日当直を到 等) に資する体制 改善に関する責任者 めの委員会又は会	ち 氏名 :議 開催 参加 参加	数及び回数: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	回 <u>/年</u> 人 <u>/</u> 回 (初回の策	職種:	年	月	) 日;
ア 勤 イ 多	の負担の軽減。 務医の負担の 職種からなる値	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のi 役割分担推進のた	連日当直を到 等) に資する体制 改善に関する責任者 めの委員会又は会	者 議 開催 参加 参加	数及び回数: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	回 <u>/年</u> 人/回 (初回の策 (直近の更	職種:	年	月	
ア 勤: イ 多! ウ 勤:	の負担の軽減 務医の負担の 職種からなる征 務医の負担の	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のた 役割分担推進のた 軽減及び処遇の	連日当直を到 等) に資する体制 改善に関する責任者 めの委員会又は会	ち 氏名 :議 開催 参加 参加	数及び回数: : :類度:  人数:平均  職種( 計画策定  職員に対する計	回 <u>/年</u> 人/回 (初回の策 (直近の更	職種: 定年月日: 新年月日:	年年	月	
ア 勤: イ 多! ウ 勤:	の負担の軽減 務医の負担の 職種からなる征 務医の負担の	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のた 役割分担推進のた 軽減及び処遇の	連日当直を到達を受ける体制 改善に関する責任を おめの委員会又は会 改善に資する計画	ち 氏名 :議 開催 参加 参加	数及び回数: : :類度:  人数:平均  職種( 計画策定  職員に対する計   医療機関	回 <u>/年</u> 人 <u>/回</u> (初回の策 (直近の更 ·画の周知	職種: 定年月日: 新年月日:	年年	月	
ア 勤 イ 多 動 ウ 勤	の負担の軽減 務医の負担の 職種からなるを 務医の負担の 務医の負担の	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のた 受割分担推進のた 軽減及び処遇の 軽減及び処遇の	連日当直を発	者 氏名 議 開催 参加 □ □	数及び回数: : : : : : : : : : : : : :	回 <u>/年</u> 人 <u>/回</u> (初回の策 (直近の更 ·画の周知 関内に掲示す	職種: 定年月日: 新年月日:	年年	月	
ア 勤: イ 多! ウ 勤: エ 勤:	の負担の軽減。 務医の負担の 職種からなるを 務医の負担の 務医の負担の の負担の軽減。	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のた 受割分担推進のた 軽減及び処遇の 軽減及び処遇の 軽減及び処遇の	連日当直を発育)  ご資する体制 改善に関する責任者 の委員会又は会 改善に資する計画  改善に関する取組事	者 氏名 議 開催 参加 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	数及び回数: 数及び回数: 対度:[ 以数:平均 計画策定 職員に対する計 □ 医療機関 (具体的な	回 <u>/年</u> 人/回 (初回の策 (直近の更 ・画の周知 関内に掲示す な分開方法	職種: 定年月日: 新年月日: る等の方法	年年	月	
ア 勤: イ 多! ウ 勤: エ 勤: (ア)~(	の負担の軽減。 務医の負担の 職種からなるを 務医の負担の 務医の負担の の負担の軽減。	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のを 受割分担推進のた 軽減及び処遇の 軽減及び処遇の 軽減及び処遇の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	連日当直を発育的	者 氏名 議 開催 参加 口 コープ 事項の公開 本的な取組内容 こと(記載したる	数及び回数: : 類度:[   	回 <u>/年</u> 人/回 (初回の第 (直近の 画の周知 日内に掲示す な公開方法	職種: 定年月日: 新年月日: る等の方法	年年	月	
ア 勤 ア る 動 ウ エ	の負担の軽減。 務医の負担の 務医の負担の 務医の負担の の負担の軽減。 (ク)の項目を路 ア) 医師と医療	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のを 受割分担推進のた 軽減及び処遇の 軽減及び処遇の 軽減及び処遇の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	連日当直を写 連日当直を写 で 資する体制 改善に関する責任者 かの委員会又は会 改善に資する計画 改善に関する取組事 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	者 氏名 議 開催 参加 「 」 事項の公開 「 」 事項の公開 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」	数及び回数: : 頻度:[   人数: 平均   職種( 計画策定 職員に対する計 (具体的な 事項に✓するこ と対するこ と対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	回 <u>/年</u> (初回のの (直近の 画の周辺 は次開方法 と)(※申請時に掛	職種: 定年月日: る等の方法	年年	月	
アイ ウ エ 務 ア し し て て て て て て て て て て て て て て て て て	の負担の軽減 務医の負担の 務医の負担の の負担の の負担の の負担の の負担の の負担の の負担の の質問を の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のを 受割分担推進のた 軽減及び処遇の 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	連日当直を等 注目当直を等 に資する体制 改善に関する責任者 のの委員会又は会 な善に資する計画 な善に関する取組 で資する計画の具体 な事項を記載する。 関係職種と事務職員 わない勤務体制の	者 氏名 開	数及び回数:   類度:[   損度:[   八大	回/年 人 回 ( の の の の の の の の の の の の の の の の の の	職種: 定年月日: る等の方法 確保	年年で公開	月	
アイ ウ エ 務 ア ロ ロ ロ は	の負担の軽減 務医の負担の の負担の の負担の の負担の のりの質が のりの質が のりのでは での のりのでは での のりのでは での のりのでは での のりのでは でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のを 受割分担推進のた 軽減及び処遇の 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	連日当直を等 注目当直を等 に資する体制 改善に関する責任者 のの委員会又は会 な善に資する計画 な善に関する取組 で資する計画の具体 な事項を記載する。 関係職種と事務職員 わない勤務体制の	者 氏名 開	・ 放及び回数: ・ 頻度: [ ・ 頻数:   一	回/年 人 回 ( の の の の の の の の の の の の の の の の の の	職種: 定年月日: る等の方法 確保 こ対すること。)	年年で公開	月	
アイ ウ エ 務 ア ロ ロ ロ は	の負担の軽減 務医の負担の の負担の の負担の の負担の のりの質が のりの質が のりのでは での のりのでは での のりのでは での のりのでは での のりのでは でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のを 受割分担推進のた 軽減及び処遇の 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	連日当直を等 注目当直を等 に資する体制 改善に関する責任者 のの委員会又は会 な善に資する計画 な善に関する取組 で資する計画の具体 な事項を記載する。 関係職種と事務職員 わない勤務体制の	者 氏名 開	数及び回数:   類度:[   損度:[   八大	回/年 人 回 ( の の の の の の の の の の の の の の の の の の	職種: 定年月日: る等の方法 確保 こ対すること。)	年年で公開	月	
アイ ウ エ 務 ア ロ ロ ロ ロ	の負担の軽減 務医の負担の の負担の の負担の の負担の のりの質が のりの質が のりのでは での のりのでは での のりのでは での のりのでは での のりのでは でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	及び処遇の改善に 軽減及び処遇のを 受割分担推進のた 軽減及び処遇の 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	連日当直を等 注目当直を等 に資する体制 改善に関する責任者 のの委員会又は会 な善に資する計画 な善に関する取組 で資する計画の具体 な事項を記載する。 関係職種と事務職員 わない勤務体制の	者 氏名 開	・ 放及び回数: ・ 頻度: [ ・ 頻数:   一	回/年 人 回 ( の の の の の の の の の の の の の の の の の の	職種: 定年月日: る等の方法 確保 こ対すること。)	年年で公開	月	
アイ ウ エ 務 ア ロ ロ ロ ロ	の負担の 類性の 類性の の負担の の角型の の角型の の角型の の角型の ののの ののの ののの	及び処遇の改善に 軽減及び処遇の きま	連日当直を等 注目当直を等 に資する体制 改善に関する責任者 のの委員会又は会 な善に資する計画 な善に関する取組 で資する計画の具体 な事項を記載する。 関係職種と事務職員 わない勤務体制の	者   氏名   民名   民名   開参参   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	・ 放及び回数: ・ 頻度: [ ・ 頻数:   一	回/年 人 回 ( の の の の の の の の の の の の の の の の の の	職種: 定年月日: る等の方法 確保 こ対すること。)	年年で公開	月	
アイ ウ エ 務アロロロロロ	の負担の 類性の 類性の の負担の の角型の の角型の の角型の の角型の ののの ののの ののの	及び処遇の改善に 軽減及び処遇の を 製調分担推進の を 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の で と で を で 後 と 、 日 の 見 直 し の 実 働時間 の 見 に 所 定 労 働時間 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	連日当直を等	者   氏名   民名   民名   開参参   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	・ 放及び回数: ・ 頻度: [ ・ 頻数:   一	回/年 人 回 ( の の の の の の の の の の の の の の の の の の	職種: 定年月日: る等の方法 確保 こ対すること。)	年年で公開	月	
アイ ウ エ 務アロロロロ 3) 勤	の負担の 類型の 類型の の負担の の負担の のの負担項の のののの ののののの のののののののののののののののののののののの	及び処遇の改善に 軽減及び処遇の を 製調分担推進の を 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の で と で を で 後 と 、 日 の 見 直 し の 実 働時間 の 見 に 所 定 労 働時間 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	連日当直を等	者   氏名   民名   民名   開参参   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	・ 放及び回数: ・ 頻度: [ ・ 頻数:   一	回 ( 画内公 と) 的 タ 業 屋 ののの知示法 時間 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	職種: 定年月日: る等の方法 確保 こ対すること。)	年年開	月	日) ————————————————————————————————————
アイ ウ エ 務アロロロロ 3) 勤	の 務職 務 務 の (ク) の	及び処遇の改善に 軽減及び処遇の を 製調分担推進の を 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の で と で を で 後 と 、 日 の 見 直 し の 実 働時間 の 見 に 所 定 労 働時間 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	連日当直を等等)  ででの病状説明の励行  ででの病状説明の励行	者   氏名   民名   民名   開参参   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	・	回 ( 画内公 と) 的 タ 業 屋 ののの知示法 時間 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	電報種: 電子 の は な は な は な は な な な な な な な な な な れ が	年年開	月月	日) ————————————————————————————————————
アイ ウ エ 務アロロロロ 3) 勤	の 務職 務 務 の (ク) の	及び処遇の改善に 軽減及び処遇の を 製調分担推進の を 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の で と で を で 後 と 、 日 の 見 直 し の 実 働時間 の 見 に 所 定 労 働時間 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	連日当直を等等)  ででの病状説明の励行  ででの病状説明の励行	者   氏名   民名   民名   開参参   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	・	回 ( 画内公 と) 的 タ 業 屋 ののの知示法 時間 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	電報種: 電子 の は な は な は な は な な な な な な な な な な れ が	年年開	月月	日) ————————————————————————————————————
アイ ウ エ 務アロロロロ 3) 勤	の 務職 務 務 の (ク) の	及び処遇の改善に 軽減及び処遇の を 製調分担推進の を 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の を 軽減及び処遇の で と で を で 後 と 、 日 の 見 直 し の 実 働時間 の 見 に 所 定 労 働時間 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	連日当直を等等)  ででの病状説明の励行  ででの病状説明の励行	者   氏名   民名   民名   開参参   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	・	回 ( 画内公 と) 的 タ 業 屋 ののの知示法 時間 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	電報種: 電子 の は な は な は な は な な な な な な な な な な れ が	年年開	月月	日) ————————————————————————————————————

- [記載上の注意]1 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。2 (3)は検討した取組内容について1つ以上選択すること。3 (4)は補助対象経費が複数ある場合は欄を適宜追加又は別紙として添付すること。

事務連絡 令和2年 月 日

各都道府県衛生主管(部)局 御中

厚生労働省医政局医事課

## 確保基金区分6の地域医療勤務環境改善体制整備事業における 対象医療機関について

今般お示しした管理運営要領(別記3)における対象医療機関の考え方については、別添のような医療機関を想定しています。過去の実績(病床機能報告等を活用)から、対象医療機関に該当する可能性のある医療機関へ救急車等受入要件の確認を行い、要件を満たしている場合、

- ・勤務医について客観的な労働時間把握の推奨
- 診療報酬における地域医療確保体制加算を取得状況
- ・時間外労働が960時間を超える医師が1人以上勤務する場合において、医療機関が労働時間短縮計画(管理運営要領において「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を言う。)を作成し当該計画に基づき時短に向けた取組を行う場合、当該助成が受けられる旨の周知を行う
  - ※既に時短計画を策定して取組を行っている場合は、当該計画を活かした上で、不足している情報を追記すれば足りること(ただし、今年度交付する助成は、今年度に発生する費用に限ること)
- ・管理運営要領に基づき必要な申請を行うこと

についてお知らせし、今般の確保基金の区分6に係る要望額を積み上げて厚労 省へ提出していただくようお願いします。

## 管理運営要領の補足

地域医療勤務環境改善体制整備事業の対象医療機関として掲げている内容について、想定している内容は以下のとおり。

- 「①救急車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が 1000 件以上 2000 件 未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関」
- ⇒「地域医療に特別な役割がある医療機関」として、2次救急又は3次救急、かつ救急車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が1000件以上2000件未満を受け入れる医療機関。
- ※件数は前年1月から12月までの実績とする。診療報酬における基準並び
- 「②救急車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が 1000 件未満のうち、 夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上で、地域医療に特別な役割がある 医療機関」
- ⇒「地域医療に特別な役割がある医療機関」として、2次救急又は3次救急、かつ救急車受け入れが1000件未満ではあるが、夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関。
- 「②救急車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が 1,000 件未満のうち、離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由が存在する医療機関」
- ⇒「特別な理由が存在する医療機関」として、同一医療圏に他に2次・3次救 急対応可能な医療機関が存在しないことや、都道府県として地域の中核的医 療機関であると認める医療機関が時間外労働規制により必要な対応ができ なくなることにより、地域住民の医療へのアクセスに相当の時間がかかるこ となどの理由がある医療機関。
  - (例) 当該医療圏における2次・3次救急病院のうち1病院及び他の離島にある2次救急病院
- 「③地域医療の確保に必要な医療機関であって、周産期医療、小児救急医療機関、 精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合」
- ⇒「公共性と不確実性が強く働くものとして地域医療の確保に必要な医療機関」 については、都道府県として地域医療の確保に必要と考える次に掲げる医療

## 機関。

- ・周産期医療については、急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関
- ・小児救急医療機関については、大半が小児医療を提供し小児救急医療を行 う病院
- ・精神科救急については「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救 急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を 年間12件数(月平均1件)以上行っている精神科医療機関(この場合は 精神科病床数を対象として交付)
- 「③地域医療の確保に必要な医療機関であって、脳卒中や心筋梗塞等の心血管 疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合な ど、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合」
- ⇒「5疾病5事業で重要な医療を提供している場合」については、次に掲げる 一定の実績と役割があり、都道府県として地域医療の確保に必要な次に掲げ る医療機関について認める。
  - ・脳卒中については、超急性期脳卒中加算の算定が 25 件/年程度以上の医療機関
  - ・心筋梗塞等の心血管疾患については、急性心筋梗塞等に対する治療件数が 60件/年程度以上の医療機関
  - ・そのほか、高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度 急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行 う医療機関、児童精神科を行う病院(この場合は精神科病床数を対象とし て交付)等
- 「③その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関」
- ⇒「機能強化型在宅療養診療所の単独型」及び「機能強化型在宅療養支援病院 の単独型」の医療機関

※特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和2年3月5日保医発0305第3号)別添1の「第9」の1の(1)に規定する在宅療養支援診療所及び「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院(地方厚生局 HP「保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況」の「支援診1」「支援病1」)